

確定申告・市道民税申告のご案内

日時・場所

◎申告期間 : 2月6日(月)～3月15日(木) (詳しい日程は右表をご覧ください)

◎申告会場 : 市役所本庁舎 市民ロビー で受付します。
※ 営業・不動産・譲渡(不動産・株式)の所得については受付けておりません。

◎受付時間 : 8時45分～19時 (3月15日は17時15分まで)

●営業所得・不動産所得・消費税の申告 → 千歳公民館(ｽﾎﾟｰｯﾝﾀｰ隣) 2月2日(木)・3日(金)

●不動産譲渡所得・株式譲渡所得の申告 → 北海きたえーる 1月23日(月)～3月15日(木)
※2月19日(日)・2月26日(日)を除き平日のみ
(札幌市豊平区豊平5条11丁目 地下鉄東豊線「豊平公園駅」直結)

確定申告とは

昨年1年間(平成23年1月1日～12月31日)の所得税額を精算するものです。
給与所得のみで年末調整が済んでいる方は確定申告を行う必要はありませんが、次のような方は確定申告が必要です。

- ◎申告によって所得税の還付を受ける方
 - ・給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除及び寄附金控除を受けられる場合
 - ・給与所得者で所得税が源泉徴収されているが、途中退職などで年末調整が済んでいない場合
- ◎給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得(雑所得・一時所得など)の合計が20万円を超える方
- ◎2カ所以上から給与の支払を受けている方
- ◎事業所得・不動産所得がある方(裏面に記載のある日程の税務署による受付または税務署での申告になります)
- ◎譲渡所得がある方(税務署での申告になります)
- ◎年金収入がある方(年金収入が400万円以下で、かつ、年金に係る雑所得以外の各種の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要となります。ただし、税金の還付を受けるには確定申告が必要になります。)

市道民税申告とは

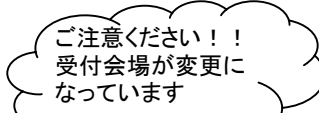
確定申告を行う必要のない方で、次のような方が行う申告です。

- ◎給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得(雑所得・一時所得など)の合計が20万円以下の方
 - ◎国民健康保険に加入されている方(年末調整や確定申告をした方は除きます)
 - ◎世帯主で収入がない方(国民健康保険料等が軽減されます)
 - ◎世帯主で主な収入が遺族年金・障害年金等の非課税収入の方(国民健康保険料等が軽減されます)
 - ◎年金収入が400万円以下で、年金以外の所得のある方
- } ※電話での申告も受付けています (24-0158)

申告に必要なもの

- ◎印鑑(スタンプ印は不可)
- ◎源泉徴収票(給与所得・公的年金等)・・・原本が必要です。(コピーは不可)
- ◎生命保険料・地震保険料の控除証明書・・・添付が必要です。(保険証書等の提示・コピーは不可)
- ◎社会保険料の領収書(1年間の支払額が控除の対象です)
 - ・国民健康保険料/介護保険料/任意継続/国民年金保険料控除証明書・・・添付が必要です。
- ◎申告者本人名義の口座番号・・・所得税が還付になる場合に必要です。
- ◎配偶者の所得金額がわかる書類・・・配偶者控除・配偶者特別控除を受ける場合に必要です。(所得がある方のみ)
- ◎寄附金の受領証等・・・添付が必要です
- ◎障害者手帳等・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者控除対象者認定書等
- ◎その他各種控除を受けるために必要な書類

～平成24年は次の日程で申告を受付します～

受付日程	受付会場	受付地区	受付時間
2月6日(月)・7日(火)	 <p>市役所1階 市民ロビー</p> <p>※駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。</p>	千代田町・栄町・錦町・春日町・緑町・大和	8:45～19:00
2月8日(水)・9日(木)		北光・北陽・新星・蘭越・中央・泉郷・根志越 駒里・都・釜加	
2月10日(金)・13日(月)		北栄・新富	
2月14日(火)・15日(水)		信濃・富士	
2月16日(木)・17日(金)		本町・東雲町・朝日町・真々地・平和・美々清水町・真町・幸町	
2月20日(月)・21日(火)		桂木・柏台・柏台南・豊里・東郊	
2月22日(水)・23日(木)		稲穂・清流・幸福	
2月24日(金)・27日(月)		末広・花園・高台	
2月28日(火)・29日(水)		北信濃・長都駅前・勇舞・上長都・長都	
3月1日(木)・2日(金)		青葉丘・日の出丘・日の出・青葉・住吉	
3月5日(月)・6日(火)		富丘・桜木	
3月7日(水)・8日(木)		北斗・自由ヶ丘・あずさ	
3月9日(金)・12日(月)		旭ヶ丘・祝梅・梅ヶ丘・弥生・寿・流通	
3月13日(火)・14日(水)		泉沢・若草・白樺・里美・文京・柏陽・福住	
3月15日(木)		予備日	
2月27日(月)	東部支所	幌加・協和・新川・東丘	9:00～12:00
2月29日(水)	支笏湖支所	支笏湖温泉地区	

【ご注意ください】

- 営業、不動産、不動産譲渡、株式譲渡の所得申告、贈与税及び相続税の申告は市役所で受け付けできませんので、下記「税務署による受付」を確認のうえ、各会場で申告してください。
- 受付日程で都合の悪い方は他の日でも受付できます。なお、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署による受付

受付日程	受付会場	相談時間
2月2日(木)～2月3日(金)	千歳公民館2階(ｽﾎﾟｰｯﾝﾀｰ隣)	9:30～12:00、13:00～16:00
1月23日(月)～3月15日(木)	北海きたえーる(札幌市豊平区豊平5条11丁目) 地下鉄東豊線「豊平公園駅」直結	9:00～17:00(受付は16:00まで)

【持参する書類等】

- 収入や経費がわかる書類、所得控除の関係書類、印鑑等
- 前年の申告書・収支内訳書等(事業所得、不動産所得がある場合)の控え
- 前年、電子申告をした場合は、「利用者識別番号等通知地書」
- 「所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ」が届いている場合は、そのお知らせ

【ご注意ください】

- 「千歳公民館」会場では、営業、不動産所得及び消費税の申告のみ受付けております。不動産譲渡所得、株式譲渡所得、贈与税及び相続税の申告は「北海きたえーる」会場へお越しください。
- 「北海きたえーる」会場は、土・日曜日、祝日は開設していませんが、2月19日(日)及び2月26日(日)に限り確定申告の受付を行います(札幌南税務署庁舎は閉庁しています)。
- 「北海きたえーる」会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 作成済の申告書を提出する場合は、札幌南税務署あてに「郵送等」又は直接お持ちください。
- 申告会場での納税は出来ません。お近くの金融機関をご利用願います。
- 申告と同時に「納税証明書」が必要な場合は、直接税務署の受付に申告書を提出のうえ、お申し出ください。

医療費控除を受けられる方

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・親族のために平成23年中に支払った医療費が一定の金額以上である場合は、1～4の順の計算によって算出した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

- 平成23年中（1月1日から12月31日まで）に支払った医療費（治療に対するもので、文書料や健康診断など治療に該当しないものは除く）の総額を算出します。
- 健康保険組合等から支給される高額療養費や出産一時金、生命保険契約により支払われる医療保険金や入院給付金等を対象となる医療費の総額から差し引き、自己負担金額を求めます。
※給付金等がその対象となる医療費の額を超える場合には、医療費がないものとして計算します。
- 自己負担金額から10万円（所得の合計額が200万円未満の方は所得の合計額の5%）を差し引きます。
- 1～3で算出された金額を医療費控除額として所得から差し引くことができます。

※医療費控除の申告は、あくまで高額な医療費を負担された方の税金を軽減する制度です。高額療養費制度のような医療費自体の払い戻しとは異なりますのでご注意ください。
※この控除を受けるには、「医療費の明細書」に内訳を事前にまとめておく必要があります。
なお、明細書の用紙は税務署及び市役所税務課（1階5番窓口）にあります。
また「国税庁ホームページ」から明細書をダウンロードすることもできますのでご利用ください。
※領収書の返却を希望する方は、一筆お書きのうえ、切手を貼った返信用封筒を添付してください。



申告に関するお願い・お知らせ

●申告書が税務署から送られてきた方

・申告書が税務署から送付されてきた方は送付されたものをご使用ください。例年、1月20日ごろに発送されます。送付されない方は、市役所税務課（1階5番窓口）、税務署及び国税庁ホームページで取得できます。市役所窓口での配布は、1月中旬を予定しています。

●すべて申告書をご自分で書き終えている方

・確定申告書を書き終えている方は、札幌南税務署へ直接郵送願います。内容等については税務署で確認します。
注) **所得税の納付書は送られてきません**ので、市役所税務課（1階⑤番窓口）などで納付書をお受け取りください。

●収支計算を必要とする申告をする方

・自営業・外交員などの事業所得や家賃収入などの不動産所得など、収支計算を必要とする所得があった方の申告は、**税務署による受付**となり市役所本庁舎（1階市民ロビー）では受付できませんのでご注意ください。なお、別表に記載されている期間中（2月2日～3日 千歳公民館）に申告ができない方は札幌南税務署（申告相談の会場は、「北海きたえーる」2階（札幌市豊平区豊平5条11丁目））での申告となります。

●パソコンをご利用される方へ

《パソコンを使って申告書を作成することができます》
申告書は国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。
国税庁ホームページ [【http://www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)



《便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください》

e-Taxは、インターネットが利用できるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続き（①所得税などの申告 ②全税目の納税 ③各種申請・届出書等）を自宅などから行うことができ、最高4千円の税額控除を受けることができます（ただし、平成19年分～平成23年分のいずれか1回に限られます）。

この機会に是非e-Taxをご利用ください！ 手続き等の詳しい内容は、**e-Taxホームページ** [【http://www.e-tax.nta.go.jp】](http://www.e-tax.nta.go.jp) または、札幌南税務署にお問い合わせください。

住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローン等を利用してマイホームを取得または大規模な増改築等をした方は、一定要件に該当すると住宅借入金等特別控除により次の表のとおり所得税の還付を受けることができます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	200万円

また、認定長期優良住宅の場合は、次のとおりです。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円



この控除を受けるには

この控除を受ける場合は、表面【申告に必要なもの】以外に次の書類をそろえて申告してください。
◎住民票（平成24年に交付されたもの）
◎住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（金融機関等発行のもの）
◎請負契約書の写し又は売買契約書の写し
◎家屋の登記事項証明書（法務局発行のもの）※登記済権利証は申告に使用できません。
※家屋とともに購入した敷地について控除を受ける場合は、敷地の登記事項証明書（仮換地の場合は仮換地証明書）、契約書の写しが必要になります。ただし、控除となる要件を満たしていなければなりません。
◎認定長期優良住宅の場合は、認定長期優良住宅建築等計画の認定通知書（変更の認定を受けた場合は変更通知書）の写し及び住宅用家屋証明書又はその写しなど

増改築等の場合はさらに

◎建築確認通知書の写し、検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書のいずれかが必要となります。
※住宅借入金等特別控除には、借入金返済期間、登記上の持分など様々な要件があります。ご不明な点は事前に税務署に確認し、必要書類をお忘れにならないようご注意ください。

住民税の住宅借入金等特別税額控除について

平成11年1月1日から平成18年12月31日までと、平成21年1月1日以降に居住開始した方で所得税の住宅借入金等特別控除を受けていて、所得税から引ききれない住宅借入金等特別控除額がある場合は、最大97,500円が住民税から控除されます。
勤務先で年末調整をしている方は、自動的に控除されるため、申告をする必要はありません。
※平成19～20年に居住開始した方は対象になりません。

申告書の郵送先・お問い合わせ先

【確定申告書の郵送・お問い合わせ】

札幌南税務署
〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1-5
Tel011-853-1011（代表）

【市道民税申告書の郵送・お問い合わせ】

千歳市総務部税務課市民税係
〒066-8686 千歳市東雲町2-34
Tel24-0158（直通）